

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前											
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略 <u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (大井手地区)</u></td> <td>略 工事費の100分の5に相当する額</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ((3) に掲げるものを除く。)</u></td> <td>工事費の100分の15に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略 <u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (大井手地区)</u>	略 工事費の100分の5に相当する額	<u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ((3) に掲げるものを除く。)</u>	工事費の100分の15に相当する額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県営土地改良事業</th> <th>各年度の分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u></td> <td>工事費の100分の15に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	県営土地改良事業	各年度の分担金の額	1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略	略	<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額
県営土地改良事業	各年度の分担金の額												
1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略 <u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (大井手地区)</u>	略 工事費の100分の5に相当する額												
<u>(4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ((3) に掲げるものを除く。)</u>	工事費の100分の15に相当する額												
県営土地改良事業	各年度の分担金の額												
1 かんがい排水事業 (1)及び(2) 略	略												
<u>(3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）</td> <td>略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び<u>国営大山開拓建設事業</u>で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び <u>国営大山開拓建設事業</u> で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額	(4) 略	略	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）</td> <td>略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額	(4) 略	略				
2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び <u>国営大山開拓建設事業</u> で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額												
(4) 略	略												
2 畑地帯総合整備事業 (1)及び(2) 略 (3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	略 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額												
(4) 略	略												

略		略	
10 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額	10 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額
11 地域ため池総合整備事業	工事費の100分の2に相当する額		
12 農業用水再編対策事業（大井手地区）	工事費の100分の5に相当する額		
備考 1～6 略		備考 1～6 略	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の日前において県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち平成22年度以前分として徴収される分担金については、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。